

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人事業者の予定納税は8月中に延長

Q：私は個人で事業を営んでいます。今年は所得税の予定納税の納期が延長になったようですが、いつまでに納付すればよいのでしょうか。

A：第1期の納期が1カ月延長されて、8月中になっています。

【解説】

所得税については、前年分の所得について確定申告書を提出する義務があった人は、本年においても前年分と同額の所得があるものと仮定して、その仮定した所得金額に対する税額を、予納しておく制度がとられています。この制度を予定納税といいます。

予定納税の第1期の納期は、7月1日から7月31日までの期間とされていますが、今年は追加の特別減税の関係で、この第1期の納期が1カ月延長され8月1日から8月31日までの期間とされています。

したがって、予定納税額等の通知期限も、6月15日から7月15日へ1カ月延長されることとなります。

なお、事業所得者の所得税の特別減税は、第1期の予定納税額から控除し、控除しきれない場合には、第2期の予定納税額から控除することとなります。最終的には、平成10年分の所得税に係る確定申告で精算されることとなります。

